医師のための

法律相談コーナー

弁護士　矢吹　徹雄

民法（債権関係）改正について（３）
ー消滅時効ー

１　消滅時効とは何か

消滅時効とは、一定期間経過すると権利が消滅するという制度です。もっとも、民法の消滅時効制度は、債権であれば、消滅時効期間が過ぎても債務者に請求できますが、債務者は消滅時効により債務の履行を拒むことができるという制度になっています。国税などの債権は、消滅時効期間を経過すると国は請求できなくなります。

２　診療報酬の消滅時効期間

（１）改正前の民法では、債権は、原則10年間行使しない場合は時効によって消滅するとされていました。ただ、これは原則であって、例外規定がたくさんありました。例えば、医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権は３年間、弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了したときから２年間（民法旧170条）、生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価にかかる債権は２年間（民法旧173条）、飲食店の飲食料は１年間（民法旧174条）行使しないと消滅するという規定です。これを短期消滅時効といいます。また、商法には、商行為により生じた債権の消滅時効は５年間とするという規定（商法522条）がありました。

（２）これら短期消滅時効の規定は子細に見ていくと短期消滅時効を定める必要があるかがまず問題となります。なぜ、医師の診療報酬は原則の10年間ではなく３年なのかという疑問です。また、医師の診療報酬は３年間の短期消滅時効にかかるが、医療法人の診療報酬については明文の規定がないのでどのように考えるべきかという疑問が生じます。また、商事消滅時効との関係でも銀行の医師に対する融資は５年間の消滅時効にかかるが、信用金庫の医師に対する融資は10年間の消滅時効にかかることとなるという問題がありました。

（３）そこで今回の改正では、短期消滅時効、商事消滅時効を廃止し、債権は、債権者が権利を行使することができることを知ったときから５年間行使しないとき、あるいは権利を行使することができるときから10年間行使しないときは時効によって消滅するとしました。従って、医師や医療法人の診療報酬債権も診療報酬を請求できることを知ったとき（診療報酬の場合、診療報酬を請求できるときと診療報酬を請求できることを知ったときは原則として同じです）から５年間請求しないと時効で消滅します。旧法の３年間から２年間延びました。

３　損害賠償請求の消滅時効期間

しかし、消滅時効期間が完全に１本化した訳ではなく、例外規定があります。その一つが、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効期間です。生命又は身体の侵害による消滅時効期間は、債権者が権利を行使できることを知ったときから５年間、権利を行使できるときから20年間となりました（民法167条）。また、生命又は身体の侵害による不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間も被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知ったときから５年間、不法行為のときから20年間となりました（724条の２）。医療事故による損害賠償請求は、そのほとんどが「生命または身体の侵害」の場合なので、債務不履行としてであれ不法行為としてであれ損害賠償請求の消滅時効期間は、被害者が損害賠償請求できることを知ったとき（医療側の過失ある行為と損害を知ったとき）から５年間、医療行為のときから20年間となります（後から症状が出るような医療過誤の場合、時効の起算点が医療行為のときではなく症状の出たときになることもあります。症状が出ないと損害賠償請求ができないからです）。医療事故の場合、患者の容体及び医療行為を記載した診療録が最も重要な証拠となります。医療事故紛争の観点からは、５年後、20年後に第三者が読んでも患者の容体、治療内容が分かるような記載がある診療録が少なくとも20年間保存されていることが望ましいと言えます。損害賠償を支払う債務も相続の対象となるので、個人開業の場合、自分が亡くなった後に家族が診療録を保存する体制を作り、家族に診療録を保存するよう話をしておくことが大切となります。

４　賃金債権の消滅時効期間

勤務医、看護師その他の職員の賃金債権の消滅については、労働基準法115条で賃金については２年間、

退職金については５年間と定められています。時間外労働の賃金を支払っていなかった場合の賃金請求権は２年間で消滅時効が完成し、支払わなくてもよくなります。しかし、このような賃金の消滅時効期間の定めは民法の規定より労働者に不利になるので、これを５年間（当分の間は３年間）に延長する改正が検討されています。これに伴い、労働者名簿、賃金台帳、及び雇い入れ、解雇、災害補償、賃金その他の労働関係に関する重要な書類の保存期間も延長されます。

5　時効の更新・完成猶予

（１）時効には、上に述べた消滅時効の他に取得時効という制度もあります。例えば、所有権の取得時効は、所有の意思を持って平穏かつ公然と他人の物を20年間占有するとその物を自己の所有物とできるという制度です。このように、消滅時効であれ取得時効であれ一定期間経過すると時効により権利変動が生じます。これを妨げる事由として、旧法では時効の中断、停止が定められていましたが、改正法では、完成猶予、更新となりました。完成猶予、更新事由は、旧法と大きく変わりません。請求により消滅時効の完成は６ヵ月間猶予されますが、請求を繰り返しても猶予の効力は生じません。診療報酬の場合であれば、消滅時効期間は５年間ですから請求書を送付し５年経過直前に患者に到達したときは、そのときから６ヵ月間時効の完成は猶予されますが、これを繰り返しても時効が６ヵ月ずつ延びるわけではありません。５年以内あるいは、請求で完成が猶予されている６ヵ月以内に、裁判上の請求をし、判決を得る必要があります。患者に支払を命ずる判決が確定した場合は、消滅時効期間は更新され、そのときから10年間となります。

ただ、新法で新しく認められた時効の完成猶予事由として協議を行う旨の合意による時効の完成猶予（民法151条）があります。これは、協議を行う旨の合意を書面でしたときは、合意があったときから１年間（あるいは当事者が合意で認めた期間（期間は１年未満に限る））、当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知を書面でしたときはその通知から６ヵ月間経過するまで時効の完成が猶予されるというものです。例えば、医療事故で患者が死亡し、遺族から損害賠償請求され、話し合いを継続していた場合、話がつかないまま５年間経過すると消滅時効が成立します。遺族としては、５年間経過する前に訴えを提起する必要があります（訴えの提起＝裁判上の請求により時効の完成は、裁判が係属している期間猶予され、患者側勝訴判決が確定するとそのときから10年間の時効が進行します。裁判上の和解が成立した場合は、和解で定められた支払期日から10年間の時効が進行します）。しかし、もう少しで話し合いがまとまりそうな場合に訴訟を提起するのは費用対効果から見て無駄です。このような場合に時効完成直前にこの協議を行う旨の合意を求められることが起こりえると思います。この合意をすると時効の完成が猶予されるので遺族としては、訴訟外の交渉を続け、訴え提起の費用を節約できるからです。

6　経過規定

2020年３月31日までに生じた債権の消滅時効期間は旧法の通りですが、不法行為に基づく損害賠償請求についての３年間の時効期間は、４月１日の時点で３年間を経過していない場合は５年間となります（附則35条２項）。また、協議を行う旨の合意は、４月１日以降にしないと効力が生じません（附則10条３項）。

～ 星・雪・きらめき 緑の里 なよろ ～

名寄市で診療所（内科）を開業しませんか？

開業に必要な土地・建物・医療機器等の取得に最大で**５，３５０万円**を助成します！！
また、**開業時のスタッフ確保に対する助成**もご用意しておりますのでお気軽にお問合せください。

○制度に関するご相談・お問合せはこちらまで！！

名寄市健康福祉部　保健センター
TEL ０１６５４－２－１４８６　FAX ０１６５４－２－７２６７
〒096-0032　北海道名寄市西２条北５丁目　E-mail：ny-hokencen@city.nayoro.lg.jp

名寄市　開業医　検索